

空き家の売買など、様々な相談に

無料

空き家相談

相談は、一般社団法人群馬県宅地建物取引業協会の宅地建物取引士の有資格者が対応します。

こんな時にご相談ください！

秘密厳守

空き家の売買、賃貸借の相談。

空き家を所有しているが、将来の不安に対する相談。

空き家の解体・改築に関する相談。

開催日 毎月第2木曜日

令和6(2024)年度の開催予定日

4月11日(木)	5月9日(木)	6月13日(木)
7月11日(木)	8月15日(木)	9月12日(木)
10月10日(木)	11月14日(木)	12月12日(木)
1月9日(木)	2月13日(木)	3月13日(木)

1組30分
予約制

時間 各開催日 13時30分から16時15分までの5組分

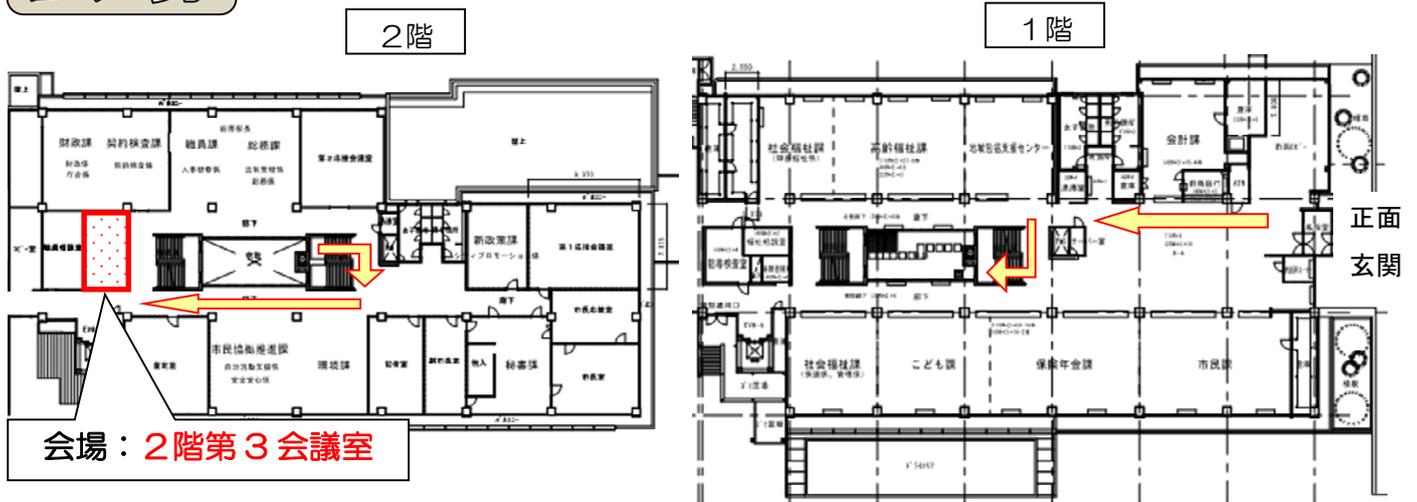
①13:30～ ②14:00～ ③14:30～ ④15:15～ ⑤15:45～

会場 渋川市役所本庁舎 2階第3会議室

※令和6年10月27日(日)に年一回の日曜空き家相談会を開催予定です。

会場

渋川市役所本庁舎 2階第3会議室



申込

開催日の2日前までにお申し込みください。

- 申込み先：市民協働推進課 移住定住支援係（TEL：0279-22-2401）
- 受付時間：平日午前8時30分～午後5時15分（市役所閉庁日は除く）

※電話でのご相談も可能ですので、予約時にお申し出ください。

電話でのご相談の場合、予約された時間に市役所からお電話いたします。

その他

- 相談員は群馬県宅地建物取引業協会渋川支部の宅建士です。
- 不動産鑑定や相続についての相談も可能です。
- 相談時に、相談したい物件の所在地・家屋種類・面積・建築年等がわかるものをご持参ください。（固定資産税納税通知書、登記事項証明書等）
また、その他資料がありましたらなるべくお持ち下さい。
- 売買、賃貸等を御希望の方は、現地の写真等をお持ち下さい。
- 本事業に伴う相談は無料となりますが、相談後に実務を伴う個別のご依頼（相続登記の手続、仲介に伴う契約業務等）をする場合は、別途、依頼内容に応じて費用が発生します。

問い合わせ先 渋川市役所 市民協働推進課 移住定住支援係

住所：〒377-8501 群馬県渋川市石原80番地

TEL：0279-22-2401 FAX：0279-24-6541

Mail：akiya@city.shibukawa.gunma.jp